



千葉大学ユニオンニュース第 38 号 2008 年 5 月 28 日

編集・発行：千葉大学ユニオンニュース委員会

ホームページ：http://www.age.cc/~cuu/ メールアドレス：cuu@e-mail.jp

電話・ファックス：043-290-2234 ファックス専用：020-4666-6229

西千葉キャンパス 総合校舎 G 号館 401 号室 ★声をお寄せください★ みなさんの
周りや職場内でお気づきのことや質問を、千葉大学ユニオンは待っています。

教員定期評価制度について

昨年度の後半、理事会より提案のあった教員再審査制度は、ユニオンとの団交や、度重なる学内での審議を経て、年度末 3 月の教育研究評議会で「国立大学法人千葉大学教員の定期評価に関する規程」として制定されました。現在は、実施要領案が議論されているところですが、今後、この制度が実施されていく中で、ユニオンが懸念し、指摘してきた問題点は残っています。

ユニオンでは、この制度に基づいてなされた判定が、就業規則上の不利益処分と結びつけられるならば労働条件の観点から問題があるとして、大学との協議・団交で議論を行ってきました。平成 20 年 3 月の教育研究評議会議事録では、定期評価規程による評価の結果が直ちに、千葉大学就業規則上の勤務不良を意味するものではない、とする事項が確認されていますが、議事録中に“直ちに”という言葉が挿入されていることからみて定期評価の結果が就業規則上の不利益処分の判断に「流用」される懸念は残されているといえます。

そもそも、就業規則に基づいて大学が課すことのできる懲戒処分は、教員の明確な義務違反行為や非違行為などを理由に行われるもので、また、そのような理由でしかできません。一方、教員定期評価は、教育・研究の水準を明らかにすることを目的とするもので、制度の趣旨が明らかに違います。何が懲戒処分の理由となるかは、それはそれとして限定的に判断されるべきもので、研究・教育の水準に関する判定とは明確に区別される必要があります。両制度の趣旨が「混同」されるようであるならば、定期評価制度が、評価する者によって評価される者に対する圧力手段として用いられるおそれがあります。このように制度が使われると、定期評価制度が目的とする教員の「自己改善」の趣旨とは相反することになります。そうした運用があった場合に対処する措置などは、ユニオンの主張にもかかわらず、現在の制度のなかには明示的には存在していません。濫用を防止するには、この評価と関連したアカデミック・ハラスメントについての特別の対策や、教員に対する評価を公にチェックできる措置、個人情報保護策などを講ずるなど、なお

検討すべき点がさまざまにあります。

千葉大学ユニオンでは、今後もこの問題について取り組んでいきます。教職員のみなさんのご意見、定期評価に関する情報などをお待ちしています。



ミャンマー・中国災害義援金について

5 月 2 日にミャンマーで強度のサイクロンが、5 月 12 日には中国の四川省で大地震が発生しました。前者は政情不安定による対応の遅れが、後者では阪神大震災の 30 倍の破壊力が伝えられ、ともに膨大な犠牲者と困難な避難生活及びさらに続く二次災害が明らかとなっています。

千葉大学ユニオンは両地被災者に対する義援金を、日本赤十字社（郵便振替口座番号 00110-2-5606）を通じて送りたいと思います。これは、2004 年のスマトラ沖地震、07 年の新潟県中越沖地震への義援金に続く、ユニオン創設以来の伝統的活動です。なお、集まった義援金については可能な範囲で、ユニオン HP にて全学に報告します。

義援金は、ユニオン事務室まで直接お持ちになるか（月水は 9~14 時半まで事務補佐員の方がいます）、あるいは最寄りのユニオン執行委員（ご不明の場合は、事務室（内 2234）までお問い合わせ下さい）にお渡し下さい。

義援金募金の第一回期限は 6 月 13 日（金）昼とします。

その後も随時受けつけますので、よろしく願います。



代表委員会開催のお知らせ

代表委員会の皆様には日頃、ユニオンの活動にご尽力いただき感謝申し上げます。昨年度は再審査制問題や待遇改善など重要課題が目白押しのなかで活動を行ってきました。しかしながらまだまだ残された課題もあり今年度の新しい展開に向けて、代表委員会を行う必要があります。またこれまでの活動において事務局は実際にはたいへんな負担をかけたことも自覚しております。事務局体制をもっと強化するためにはもう少し事務員の雇用時間を増やすことが必要であり、安定した事務局運営のた

めに組合費を値上げしなければなりません。その他、労働環境にこれから嵐が吹き荒れるかのような不気味な兆候もあります。新年度になってのユニオン活動の方向を考える大事な集会です。代表委員の方はぜひともご参集ください。

ユニオン委員長 木下 勇

日時 平成 20 年 6 月 12 日 18 時—20 時

会場 自然科学研究棟 1 号館 1 階小会議室

議案 1. 定期評価問題の報告と今後の対応について

2. 職員および非常勤職員の待遇改善問題について

3. 組合費の値上げについて

4. その他 (テニユアトラック制度の導入の問題等)



【8月13～15日の「一斉休業」：休暇取得は強制ではありません】

「夏季一斉休暇及び年次有給休暇の取得促進について」で、8月13～15日「一斉休業」を行うとの通知がからなされています。しかし、これはあくまでも大学側の要望であり、決して強制ではありません。この「一斉休業」は、夏季休暇が2日以下の非常勤職員にとっては、仮に夏季休暇を投入しても、貴重な年休の持ち出しか、さもなければ減給になる危険があります。昨年より週2日以下勤務の非常勤職員の方にも夏期休暇が付与されるようになりましたが、それが帳消しになってしまいかねません。無理に休暇を取得する必要がないことを改めて確認しておきます。

昨年8月の団体交渉の席上、ユニオンは「一斉休業」の問題点を指摘した上で、この「休業」については、各自の年休や夏季休暇をこの期間に集中して欲しいという要望であり、強制的な取得でないことを確認済みであります。さらにユニオン側はその場で、事実上の強制取得となることを避けるため、強制でないことの再通知、職場への出勤が可能となる措置、等を要請し、役員会側もこれを了承した経緯があります。ユニオンの見解としては、今後、別途有給の特別休暇を設定した上で「一斉休

業」を要求検討していくべきと考えております。



役員選挙のお知らせ

以下の予定で平成 20 年度役員選挙をおこないますので、周知いたします。

選挙管理委員長：下永田 修二 (教育学部)

公示：6月2日

立候補受付 6月9日～13日 17時

投票期間 6月16日～27日 17時

選挙結果の公示：7月2日総会において

◆ ユニオンのおもな活動 ◆

4月30日 政策委員会 (西千葉)

5月1日 四役会議 (松戸)

5月21日 四役会議 (西千葉)

5月22日 第8回執行委員会

5月28日 協議、新入教職員歓迎交流会

5月28日 38号ユニオンニュース発行

編集後記

財務省は、もし国立大学が私学並みに授業料を徴収したらどれだけ予算 (運営費交付金) を減らすことができるかを試算したそうである。方向が全く逆である。むしろ私学助成を増やすことによって、私学の授業料を国立大学並みに減らすことを考えるべきである。国際人権規約第13条は、高等教育においても「無償教育の斬新的な導入」を謳っており、これがグローバル・スタンダードである。政府はOECD30ヶ国中28位という教育予算 (及び27位の学力) を見直すべきである。



4月に千葉大学の仲間に加わった教職員の皆さん、千葉大学ユニオンにご加入下さい！！

下の「加入書」を FAX または持参にてユニオン事務局 (ポストあり) までお寄せ下さい。FAX 番号やユニオン規約を載せた HP のアドレス等は本ニュースの表面をご覧ください。

..... 切り取り線

加入書

千葉大学ユニオン委員長 木下勇 殿

千葉大学ユニオン規約を承認し、千葉大学ユニオンに加入します。 2008年 月 日

ご氏名 _____ ご所属 _____

ご連絡方法 (メール、電話、FAX など) _____